

**Q: 協定木材を供給できる自治体はどこですか？**

**A:** 協定木材を提供できる自治体は、港区と再植林等に関する協定を締結した23自治体です(平成23年2月現在)。協定自治体は今後も増える予定です。

**Q: 協定木材の調達が困難な場合は、他の国産材を利用することは可能ですか？**

**A:** 事業者が最大限努力しても十分な量の協定木材を調達できない場合には、国産の合法木材も認証の対象に含めることができます。ただし、協定木材は森林施業計画等により適切に管理され、伐採後の確実な更新が保証された森林から生産された、より高い環境保全価値を持つ木材ですので、協定木材の積極的な活用をお願いします。

**Q: 木材の利用に関する情報はどこで得られますか？**

**A:** 港区では、この制度の実施にあたり制度運営事務局を開設する予定です(平成23年度中)。事務局では、二酸化炭素固定量認証申請の受付をはじめ、協定木材を扱う木材加工・供給業者や使用可能な木材製品についての情報提供を行います。また、木材利用全般に関するご相談にも応じますので、ご利用ください。

**Q: この制度の参加による地球環境への貢献としてどのようなものがありますか？**

**A:** 協定木材の利用により、国内の森林保全と地球温暖化防止への貢献を積極的にアピールすることができます。なお、この制度において0.001m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>の基準値が達成されることにより、港区全体で2020年には2,160t-CO<sub>2</sub>、2050年には11,417t-CO<sub>2</sub>の二酸化炭素固定を見込んでいます。

**制度に関する問い合わせ先**

港区 環境リサイクル支援部 環境課  
地球温暖化対策担当

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 8F

TEL: 03-3578-2111 内線2494

FAX: 03-3578-2489

**みなとモデル二酸化炭素固定認証制度**

～ 港区における国産材利用推進事業 ～



港区では、2011年10月より、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱」に基づき「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を開始します。この制度は、港区内の公共施設・民間建築物等での国産材の利用を促進することで、港区内での二酸化炭素固定量の増加、協定自治体等の森林整備の促進による二酸化炭素吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的としています。

**[制度の概要とポイント]**

この制度では、港区と「みなと森と水ネットワーク会議」に参加している自治体が協定を締結することにより、適切な森林管理と伐採後の再植林が保証された「協定木材」の使用を推奨します。

港区内で一定規模以上の建築を行う建築主は、二酸化炭素固定量認証申請が必要です。建築物等へ協定木材を積極的に活用し、協定木材の使用量に相当する二酸化炭素固定量を申請することで、港区から二酸化炭素固定量認証書の発行を受けることができます。

**◎ 対象とする木材**

認証の対象となる木材は、港区と協定を締結した自治体から産出された木材および木材製品(協定木材)です。協定木材は、森林施業計画等により適切に管理され、伐採後の確実な更新が保証された森林から生産された、より高い環境保全価値を持つ木材です。ただし、建設事業者が最大限努力しても適切な協定木材を調達できない場合は、合法木材\*も認証の対象となります。

なお、対象とする木材は、無垢材・集成材・合板の形態で建築物の構造材・内外装材・外構材・家具等に使用するものとします。

\*合法木材: 林野庁が策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により合法性が証明された木材で国産のものをいう。

**◎ 対象とする建築物**

港区内で建築される、延べ床面積5,000m<sup>2</sup>以上の建築物については、区への申請が必要です。また、延べ床面積5,000m<sup>2</sup>未満の建築物についても建築主が自主的に申請を行い、認証を受けることができます。

**◎ 木材使用量の目標値**

港区内において、延べ床面積5,000m<sup>2</sup>以上の建築物を建築する建築主は、延べ床面積1m<sup>2</sup>につき、0.001m<sup>3</sup>以上の木材を使うよう努めなければなりません。

- 基準値(★認証書を発行)…………… 延べ床面積1m<sup>2</sup>につき **0.001**m<sup>3</sup>
- アップグレード値①(★★認証書を発行)…………… 延べ床面積1m<sup>2</sup>につき **0.005**m<sup>3</sup>
- アップグレード値②(★★★認証書を発行)…………… 延べ床面積1m<sup>2</sup>につき **0.010**m<sup>3</sup>

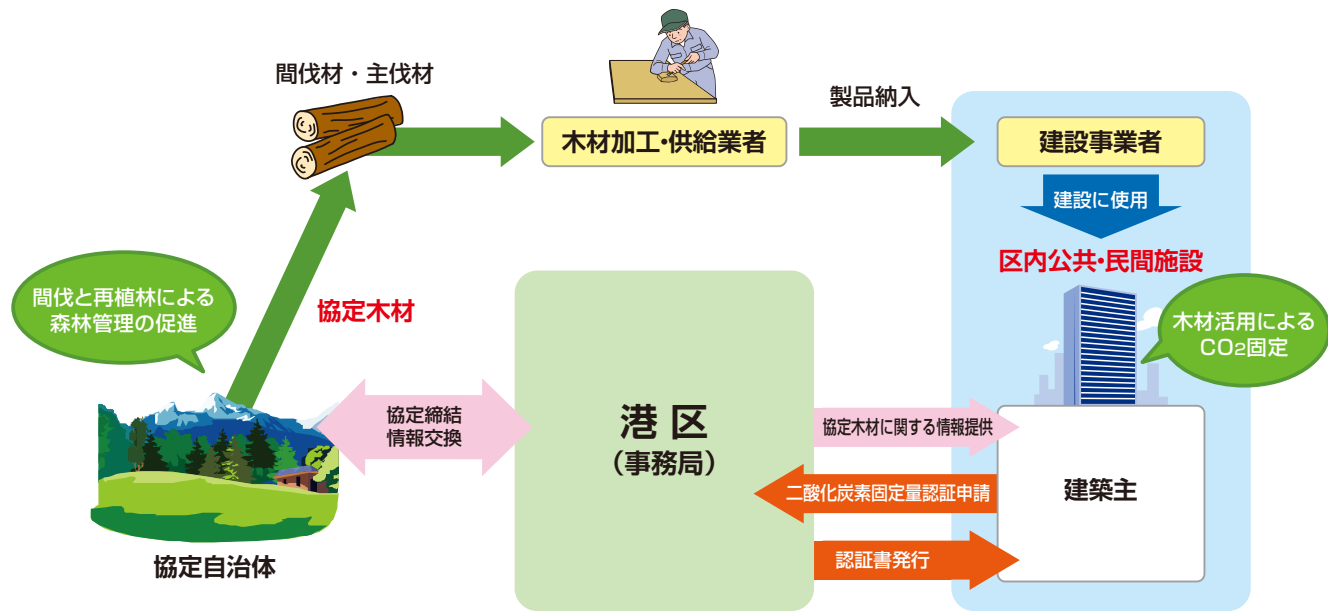
**◎ 木材使用量の評価**

対象となる建築物に使用された協定木材及び合法木材の構造材、内外装材、外構材、家具等の使用量を建物の延べ床面積で除した値で木材使用量を評価します。

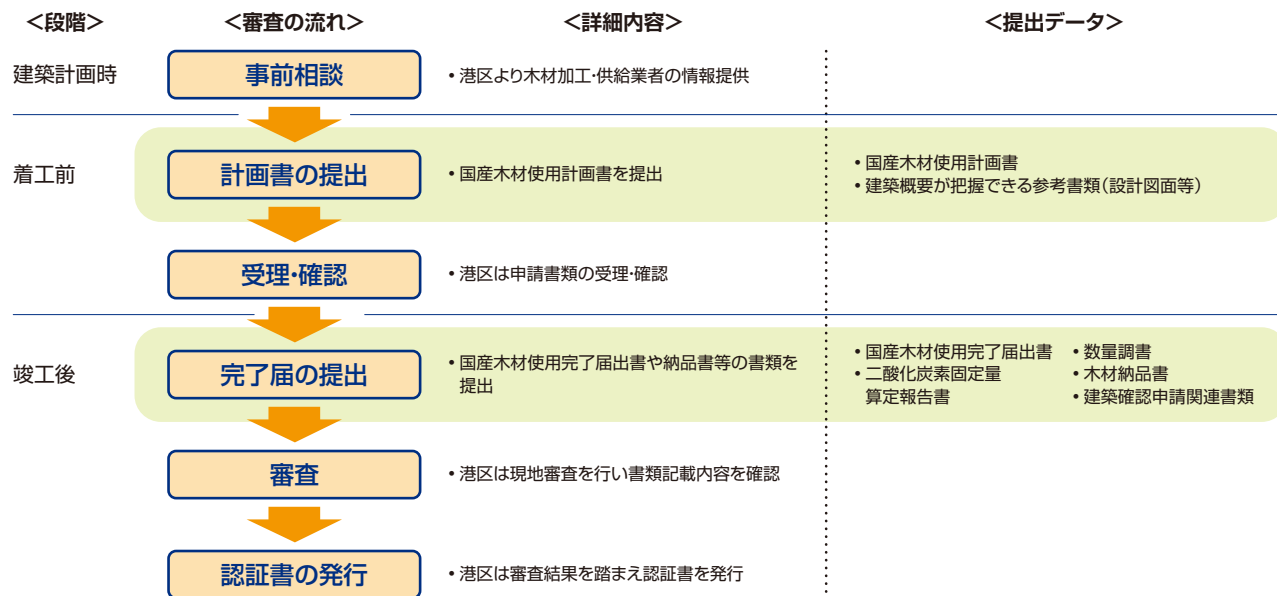
**◎ 二酸化炭素固定量の認証**

使用した対象木材の量に応じた二酸化炭素固定量を認証し、「認証書」を発行します。

## 制度の全体像



## 申請の流れ



### ■ 事前相談

申請を行う建築主(申請者)は、協定木材を扱う木材加工・供給業者や使用可能な木材製品についての情報提供が受けられます。また、国産木材予定使用量から想定される固定量や評価等について申請前に港区に相談することができます。

### ■ 計画書の提出

申請者は、国産木材使用計画書(港区規定様式)に建築の概要が把握できる書類(計画概要、立面図、平面図等)、木材の使用予定場所および使用予定量を添えて港区に提出します。

### ■ 完了届の提出

申請者は、竣工後すみやかに国産木材使用完了届出書(港区規定様式)に数量調査、二酸化炭素固定量算定報告書等を添えて港区に提出します。

### ■ 審査

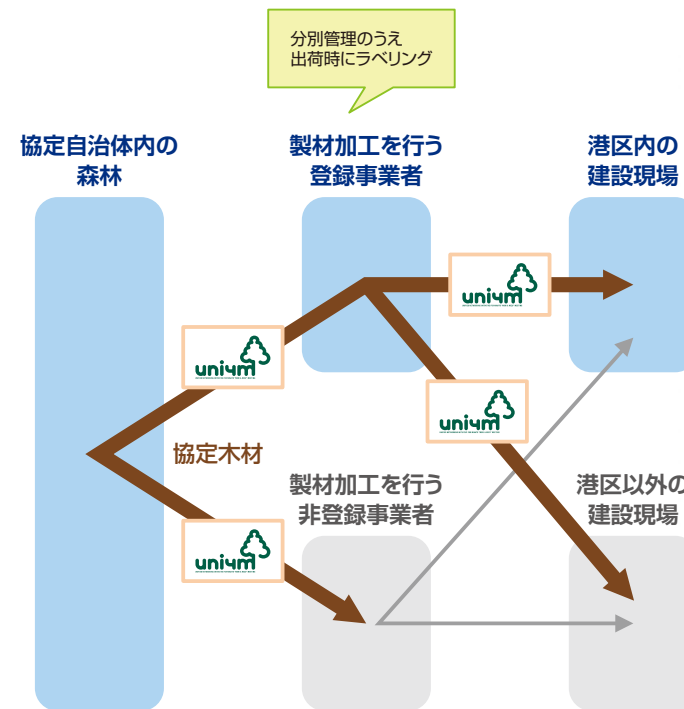
港区は、提出書類の記載内容について書類審査および現地調査により確認し、審査結果をまとめます。

### ■ 認証書の発行

港区は、審査結果を踏まえ二酸化炭素固定量認証書を発行します。

## 協定木材の識別方法

この制度では、協定木材であることを識別するために、右記のuni4mマーク(ユニフォームマーク)を使います。協定自治体に登録することでuni4mマークの使用を許可された木材加工・供給業者(登録事業者)は製品を出荷する際に納品書にuni4mマークをラベリングします(可能であれば商品にも)。建設事業者は、納品書に記載されたuni4mマークによって協定木材であることを識別します。



(納品書イメージ)

## 認証書の内容

この制度で発行する認証書には、以下の情報が含まれます。

### <認証書記載項目>

#### ■ 達成率情報

目標の達成状況を★数(★,★★,★★★)で示す。

#### ■ 二酸化炭素固定量情報

建築物全体の二酸化炭素固定量を数値で示す。(単位:t-CO<sub>2</sub>)

◆ 国産の合法木材による二酸化炭素固定認証量(木材使用量) ●● t-CO<sub>2</sub> (○○ m<sup>3</sup>)

◆ うち、協定木材による二酸化炭素固定認証量(木材使用量) ●● t-CO<sub>2</sub> (○○ m<sup>3</sup>)

#### ■ 木材産地情報

使用している協定木材の産地(協定自治体)を示す。

#### ■ 参考情報

任意で製造・運搬に伴う排出量情報等を掲載する。

※港区は、二酸化炭素固定量を認証した建築物を広くアピールするために、申請者の同意を得たうえでホームページ等で取り組み状況を公表します。